

第三京浜道路
玉川TB自家発電設備燃料槽増設工事

特記仕様書

令和6年6月

東日本高速道路株式会社 関東支社

京浜管理事務所

第1章 一般事項

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社 関東支社 京浜管理事務所（以下「NEXCO 東日本」又は「発注者」という）が発注する「第三京浜道路 玉川TB自家発電設備燃料槽増設工事」の契約の履行に係わる事項を定めたもので、工事請負契約書および設計図の内容について、受注者の統一的な解釈および運用を図ると共にその必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものであり、公告時点で下記の NEXCO 東日本ホームページからダウンロードされた各共通仕様書および出版物と共に構成するものである。なお、(2)及び(3)については第1章「総則」を適用しない。※改正等があった場合は監督員の指示によるものとする。

番号	仕様書	略称	取得方法
(1)	施設工事共通仕様書	施設仕様書	ダウンロード
(2)	土木工事共通仕様書	土木仕様書	ダウンロード
(3)	施設工事調査等共通仕様書	調査等仕様書	ダウンロード
(4)	施設工事施工管理要領	施工管理要領	出版物
(5)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	電気標準仕様書	出版物
(6)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	機械標準仕様書	出版物
(7)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	建築標準仕様書	出版物
(8)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針	電気監理指針	出版物
(9)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針	機械監理指針	出版物
(10)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針（上・下巻）	建築監理指針	出版物
(11)	施設機材仕様書集	機材仕様書集	出版物
(12)	機械電気通信設備標準設計図集	機電通標準図集	出版物
(13)	建築工事標準図集	建築標準図集	出版物
(14)	請負工事成績評定要領	—	ダウンロード
(15)	工事記録写真等撮影要領（施設編）	施設写真要領	ダウンロード
(16)	道路保全要領（路上作業編）	保全要領	出版物
(17)	CADによる図面作成要領（案） 施設編	CAD図面作成要領	ダウンロード
(18)	施設工事完成図書の電子納品要領（案）	電子納品作成要領	ダウンロード
(19)	施設設備・建物集計データ作成要領（案）	—	ダウンロード
(20)	管路工事施工管理要領	—	出版物
(21)	光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（関東支社版）	光等事故防止マニュアル	貸与
(22)	架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル	埋設物等事故防止マニュアル	貸与
(23)	維持補修用機械管理要領（維持補修用機械貸与規則）	—	貸与
(24)	遠隔立会実施要領	—	ダウンロード

※ 最新の出版物及びダウンロード版については、
NEXCO 東日本ホームページ (<https://www.e-nexco.co.jp/corp/>) 及び
NEXCO 総研ホームページ (<https://www.ri-nexco.co.jp/>) を参照のこと。

1-2 工事概要

1-2-1 道路名 第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、横浜横須賀道路金沢支線

1-2-2 工事内容

本工事は自家発電設備燃料槽の増設を行うものであり、これらに伴う取付撤去、配管配線、試験調整等の一切の工事を行うものである。

場所	設備	区分
自) 東京都世田谷区 (玉川 TB) 緯度 35° 35' 58" 経度 139° 38' 4" 至) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 (保土ヶ谷 TB) 緯度 35° 29' 3" 経度 139° 35' 37"	自家発電設備 (燃料槽)	増設
自) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 (新保土ヶ谷 TB) 緯度 35° 27' 1" 経度 139° 34' 10" 至) 神奈川県横浜市戸塚区 (川上 IC) 緯度 35° 25' 50" 経度 139° 33' 4"		
自) 神奈川県横浜市港南区 (日野 IC) 緯度 35° 22' 57" 経度 139° 35' 3" 至) 神奈川県横須賀市 (浦賀 IC) 緯度 35° 15' 19" 経度 139° 42' 30"		
自) 神奈川県横浜市金沢区 (釜利谷 TB) 緯度 35° 21' 21" 経度 139° 36' 15" 至) 神奈川県横浜市金沢区 (釜利谷 TB) 緯度 35° 21' 21" 経度 139° 36' 15"		

1-2-3 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

施設仕様書第 50 節について、位置情報及び工事概要の項目には、本特記仕様書 1-2-2 に記載の工事内容及び工事箇所を入力することとする。

1-3 監督員に関する事項

本工事における監督員は京浜管理事務所長とする。

1-4 配置技術者に関する事項

1-4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める資格及び工事経験は、本工事の入札公告 (説明書)、見積方依頼書、先発工事の入札公告 (説明書) における随意契約条件のいずれか (以下「入札公告等」という。) に示すとおりとする。

1-4-2 監理技術者の専任義務の緩和

- (1) 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- 1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に 2 件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む。）までであること。
- 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

工事箇所所属する市町村及びその隣接市町村

- 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務及び監理技術者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。
- 1) 特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容
 - 2) 監理技術者補佐の氏名、(1)2)に規定する資格・(1)3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類、(1)8)に規定する監理技術者補佐が担う業務等
- (3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。
- (4) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して(2)で提出された内容の確認を行う。

1-4-4 現場代理人等の常駐について

現場代理人等の常駐については、施設仕様書 1.7.2「現場代理人等の常駐」の規定によらず、次のとおりとする。

(1)現場代理人は、契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、契約書第 10 条第 3 項の規定により、次の各号に掲げる期間にあつて、かつ、監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において、監督員の確認を得た場合にはこの限りではない。

- 1) 工期開始の日から施設仕様書第 12 節に示す着工日までの期間。
- 2) 構造物、機器の詳細設計が含まれている工事で、構造物、機器の詳細設計期間であつて、かつ工事現場が不稼働であること。
- 3) 構造物、機器の工場製作が含まれている工事で、構造物、機器の工場製作期間であつて、かつ工事現場が不稼働であること。

4) 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。

5) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。

6) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、上記 1)、2)、3)の期間については、設計図書に定めがない場合は、監督員と受注者とで協議の上、工事打合簿により定めるものとする。

また、現場代理人は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由により短期間工事現場を離れる場合は、次のいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

① 契約書第 10 条第 2 項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置できる体制

② 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制

③ 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制

ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。

(2) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

1) 工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、工事開始後、監督員との打合せにおいて定めるものとし、施設仕様書第 50 節「コリンズへの登録」における技術者の従事期間についても同様とする。

2) 構造物、機器の詳細設計が含まれている工事で、構造物、機器の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。

3) 構造物、機器の工場製作が含まれている工事で、構造物、機器の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。

4) しゅん功届を提出後、施設仕様書 1.41.4 に示すしゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間。

5) 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。

6) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。

なお、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。そのため、監理技術者等が技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れる場合は、次

のいずれかの適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

- 1) 必要な資格（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）を有する代理の技術者を配置できる体制
 - 2) 工事の品質確保等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制
 - 3) 工事の品質確保等に支障のない範囲において、必要に応じて現場に戻りうる体制
- (3) 主任技術者または監理技術者の職務

主任技術者または監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどることである。施工上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。このことから、工事現場への専任を要しない期間においても、適切な職務の履行に努めなければならない。

1-5 工事工程に関する事項

1-5-1 部分使用に関する事項

一般の用に供する場合の部分使用検査については、出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。

1-6 作業日及び作業時間に関する事項

1-6-1 作業日

施設仕様書第 13 節の規定による他、下記に示す期間にあつては、原則として本線上での工事及び運用設備のシステム停止を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う場合、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

工 事 抑 制 期 間 （ 予 定 ）	
GW繁忙期	4月下旬～5月上旬
夏季繁忙期	8月上旬～8月中旬
年末年始繁忙期	12月下旬～1月上旬

工事抑制期間・箇所等の詳細については、監督員の指示に従うものとする。また、監督員により上記以外の指示がある場合はその指示に従うものとする。

1-6-2 夜間作業

施設仕様書第 13 節の規定に基づき、夜間作業を行う場合において、監督員が必要と認めた場合、これらに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1-6-3 仮設への切替に関する事項

本工事にあたり、既設設備から仮設設備、仮設設備から新設設備への切替作業は下記の時間帯に行うものとする。

設備名	使用開始時期
自家発電設備（燃料槽）	月～金（祝日を除く） 昼間 9:00～17:00

1-7 受注者相互の協力に関する事項

施設仕様書第 15 節における隣接工事または関連工事及び契約書第 2 条に規定する機関の発注に係る第三者が施工する他の工事とは、次に掲げる工事を言う。なお、変更及び追加工事については、その都度監督員の指示によるものとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	受注者	発注者
保全点検業務等の実施に関する細目協定 （施設保全管理業務・施設保全工事業務）	工程調整 試験調整	通年	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング	NEXCO 東日本
保全点検業務等の実施に関する細目協定 （道路保全管理業務・道路保全工事業務）	工程調整	通年	(株)ネクスコ・メンテ ンス関東	NEXCO 東日本
横浜横須賀道路 長浜トンネル遠方監視制御設備更新工事	工程調整 試験調整	R5 年 12 月 ～R8 年 12 月	石川設電(株)	NEXCO 東日本
横浜新道 保土ヶ谷トンネル直流電源設備更新工事	工程調整	R6 年 4 月 ～R7 年 12 月	東栄設電(株)	NEXCO 東日本

1-8 工事用電力設備等に関する事項

1-8-1 工事用仮設電力、仮設用水等

本工事に使用する工事用の電力設備、給水設備および現場内配電線等の設置、保安管理および撤去は、全て受注者が自らの負担で行うものとする。ただし、NEXCO 東日本名義の電力を使用する場合は、監督員と協議し許可を得て使用することができる。この場合における費用については、監督員との協議によるものとする。

1-9 他施設への損害

受注者は、工事の施工にあたっては施設仕様書 1.22.1(3)の規定により他施設近傍での工事には十分注意するものとし、万一損害を与えた場合は監督員の指示により受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

1-10 施工計画書

1-10-1 基本事項

受注者は、工事着手前に施設仕様書 1.19.1 に示す施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお施設仕様書 1.19.1(16)仕様書に定められた事項とは、下記の事項とする。

- (1) 安全・訓練等の具体的な計画
- (2) 品質管理計画

なお「品質管理計画」とは、下記の事項が確認できるものでなくてはならない。

- 1) 品質管理の組織・体制（社内検査体制を含む）
- 2) 現場における材料・施工に関する品質管理の具体的な実施方法及び時期
- 3) 現場に設置された機器等の性能・機能に関する品質管理の具体的な実施方法及び時期
- 4) その他現場の状況に応じた必要事項

1-10-2 施工計画書の承諾

受注者は、施設仕様書 1.19.6、1.19.7 のほか下記の事項について、当該作業に着手する前までに施工計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

- (1) 交通規制に関する事項
- (2) 高所作業に関する事項
- (3) 建設機械を使用する作業
- (4) 建設機械の転倒防止に関する事項
- (5) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に関する事項
- (6) 架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故防止に関する事項
- (7) その他監督員が指示する事項

1-11 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に関する事項

1-11-1 光通信ケーブル等損傷事故防止

受注者は、高速道路及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）に埋設あるいは添架されている光通信ケーブル等の損傷事故を防止するために、光通信ケーブル等の近接箇所の工事の施工に当たっては光等事故防止マニュアル及び監督員の指示に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1-11-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- 1) 受注者は、高速道路等に埋設あるいは添架されている光通信ケーブル等の近接箇所の工事の施工に当たっては、工事の計画・現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- 2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光等事故防止マニュアルの内容を十分理解し、光通信ケーブル損傷事故防止に関して万全の措置が講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。また、近接工事作業時に現場に立会い事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- 3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1-11-3 光通信ケーブル等の確認等について

光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、光等事故防止マニュアルに基づき適切に行うものとする。

1-11-4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に関する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策の試掘に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1-12 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策に関する事項

1-12-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、埋設物等事故防止マニュアル及び監督員の指示に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1-12-2 埋設物等損傷事故防止監理者

1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知しなければならない。

2) 損傷事故防止監理者は埋設物等事故防止マニュアルの内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。

3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者、光通信ケーブル等損傷事故防止監理者と兼ねることができるものとする。

1-12-3 架空線等上空施設の確認等について

本工事区間に近接する架空線等上空施設がある場合は、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

1-12-4 地下埋設物の確認等について

1) 地下埋設物がある場合については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。

2) 地下埋設物の詳細位置については監督員から指示が無い限り、試掘で確認するものとする。

3) 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。

① 試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。

② 試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。

③ 試掘の結果によって埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

1-12-5 架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故防止対策に関する費用

架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故防止対策の試掘に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1-13 工事中材料に関する事項

1-13-1 JIS 規格改正に伴う読み替え

JIS H 8641:2007 を引用しためっきの種類記号及びめっき皮膜の管理手法で契約図書及び本特記仕様書 1.1 に記載されている適用仕様書等に規定した溶融亜鉛めっき製品については、下表のとおり、JIS H 8641:2021 の該当するめっきの種類記号及びめっき皮膜の管理手法に読み替えるものとする。

JIS H 8641:2021 (改正後)		JIS H 8641:2007 (改正前)		
種類の記号	膜厚 μm	種類	記号	付着量 g/m^2
HDZT35	35 以上	1 種 A	HDZA	—

HDZT42	42 以上	1 種 B	HDZB	—
HDZT49	49 以上	2 種 35	HDZ35	350 以上
HDZT56	56 以上	2 種 40	HDZ40	400 以上
HDZT63	63 以上	2 種 45	HDZ45	450 以上
HDZT70	70 以上	2 種 50	HDZ50	500 以上
HDZT77	77 以上	2 種 55	HDZ55	550 以上

1-14 保安に関する事項

1-14-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行わなければならない。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施しなければならない。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1) 及び 2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントをおこなわなければならない。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1-14-2 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底しなければならない。

1-14-3 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施しなければならない。

1-14-4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善しなければならない。

1-14-5 工事用車両後退時の安全対策

工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員は後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じなければならない。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講じなければならない。

また、上記対策に伴う作業計画書を提出するとともに、作業手順書への記載、KYを実施しなければならない。

1-14-6 はさまれ・巻き込まれ事故防止

建設機械作業にあたっては、適切な施工機械の選定及び使用をするものとし、作業員等に対する安全を確保したうえで実施しなければならない。

1-14-7 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底しなければならない。

1-14-8 標識等の設置

施設仕様書 1.22.1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1-14-9 建設機械の転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 25t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

また確認した結果、地耐力を確保するための対策や施工方法の変更等転倒防止対策を監督員が必要と判断した場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1-14-10 安全訓練等の実施

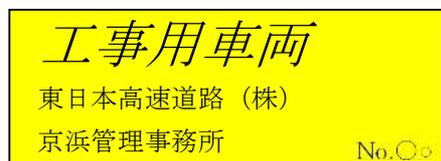
施設仕様書 1.22.1(5)に規定する安全訓練等は、現場が稼働していない期間（現場作業員が不在等）については実施しないものとする。

1-14-11 工事用車両の表示

受注者は、本工事に使用する車両について一般の車両と明確に区別するため、工事用車両プレートを車両に掲げるとともに、黄色回転灯を点灯できるようにしなければならない。ただし、NEXCO 東日本の貸与車両はこの限りではない。

また、工事用車両プレートについては監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(参考例) 工事用車両プレート (黄色地に黒色 縦 300mm×横 1000mm)



1-14-12 工事用車両の運行

工事用車両の運行に際しては、交通法規を遵守し家屋連担区域及び学校周辺では安全確保に万全を期し、事故及び一般車両とのトラブルを未然に防ぐよう運転手に対して日常の車両管理指導を徹底させるとともに、工事用車両の安全運行に関する業務を総括指導しなければならない。

1-14-13 工事用車両の休憩施設駐車場利用

工事用車両 (連絡車を含む。) による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1-14-14 災害発生時の対応

受注者は作業現場付近において、交通事故・災害時の異常事態が発生した場合は、応急処置を講ずると共に直ちに監督員の指示を受けなければならない。また作業中に大規模地震の警戒宣言が発せられた時は、直ちに作業を中止し監督員の指示に従わなければならない。

1-14-15 作業員の服装

受注者の作業員は、その所属を容易に識別できる服装または腕章を着用させるものとする。なお本線上等における作業を実施する場合は、夜間反射帯付き (トンネル内作業の場合は自発光式) 縞チョッキ及びヘルメットを着用させなければならない。

1-14-16 保安に関する費用

本特記仕様書 1-14-1～1-14-15 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-15 交通規制に関する事項

1-15-1 一般道の交通規制

一般道の交通規制及び通行止めは、当該道路の道路管理者及び交通管理者との協議に従い実施するものとする。なお、一般道の交通規制に要する費用は、諸経費に含むものとする。

1-16 環境保全に関する事項

1-16-1 砂塵等の防止

受注者は、建設機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1-16-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う建設機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1-16-3 環境保全に関する配慮

受注者は、工事現場等からの土砂持出し等により、出入口付近の道路を汚損しないように路面等の清掃及び資材運搬車両等のタイヤの泥落とし等を行い、常に良好な状態に保つものとする。

1-16-4 建設機械に関する事項

本工事で使用する建設機械は、国土交通省大臣官房技術審議官が別に定める排出ガス対策型機械指定要領に基づき、排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

1-16-5 石綿に関する対応

大気汚染防止法 18 条の 15 に基づく事前調査を行うものとする。調査方案書を作成し、監督員の確認を得た上で調査を実施しなければならない。また、事前調査の結果、石綿除去作業の追加を監督員から指示する場合がある。

なお、分析調査が必要になった場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1-16-6 環境保全に関する費用

本特記仕様書 1-16-1～1-16-5 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-17 工事記録等に関する事項

1-17-1 完成図書の提出部数

施設仕様書 1.47.5 の提出部数等は、下表のとおりとする。

提出図書	内容	規格	製本等の種別	提出部数	備考
工事完成図書	<ul style="list-style-type: none"> 施設仕様書 1.47.5(1) 工事しゅん功図による 施設仕様書 1.47.5(2) 取扱説明書集による 特記仕様書 ※1 	A4	金文字 黒表紙製本	3部	メーカーリスト、連絡先、保守技術支援体制、各種保証書含む
工事しゅん功図 (施工図含む)	施設仕様書 1.47.5(1) 工事しゅん功図及び(3)施工図集による	A3	金文字 黒表紙製本	3部	
工事記録写真	施設仕様書 1.47.1 による	A4	ハイファイル	1部	
工事完成写真	施設仕様書 1.47.2 による	A4	金文字 黒表紙製本	1部	
電子納品	<ul style="list-style-type: none"> 電子納品作成要領による 施設仕様書 1.47.5(4) 施設設備集計データによる 	電子 データ	CD-R 又は DVD	3部	監督員指定書式 (設備集計システム オフラインデータ)
官公庁等提出書類	施工管理要領別添資料 1-1 に記載のうち、該当するもの	A4	ハイファイル	1部	

※1 変更特記仕様書がある場合、当初特記仕様書に変更箇所を追記修正し取り纏めたものを提出する。

1-18 工事完成図書への秘密保持対応

工事完成図書の表紙に、次に示すスタンプを押印するものとする。

本資料には東日本高速道路株式会社の機密事項が含まれている。
東日本高速道路株式会社の許諾なく本資料の一部または全部を複写及び第三者への開示を行ってはならない。

(これは赤色のスタンプである。)

1-19 設計図面 CAD データの電子媒体による貸与

発注者から、発注時の設計図面 CAD データを電子媒体で貸与する場合がある。この場合、受注者は工事しゅん功時に、この CAD データをしゅん功データに修正し、しゅん功図(原図)とともに発注者に提出するものとする。なお、CAD データを提出する際のファイル形式は、原則として発注者から貸与したデータのファイル形式と同一とする。やむなくファイル形式を変更する場合には、監督員の確認を得るものとする。

1-20 提出書類に関する事項

提出書類は、施設仕様書第 48 節によるものとする。

1-21 残存物件の処理に関する事項

1-21-1 引渡しを要しない残存物件の処分について

本工事で発生する引渡しを要しない残存物件は施設仕様書第 56 節 (3) による他、下記の通りとする。

処分に先立ち分別の方法、分別毎の予測数量、分別毎の処理方法・場所等を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1-22 再生資源、建設副産物及び特定建設資材に関する事項

1-22-1 建設副産物の活用等

- (1) 施設仕様書 1. 25. 2 の規定に基づき指定する特定建設資材の取り扱いは下表のとおりとする。

建設副産物の種類	数量	活用方法等
アスファルト・ コンクリートガラ	約 6t	再資源化施設

- (2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、作業箇所から最寄りの再資源化施設を選定することを基本とする。

1-22-2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等に要する費用は関連する項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-23 工程表及び履行報告に関する事項

1-23-1 工程表の提出

契約書第 3 条第 1 項に基づく工程表は、施設仕様書 1. 18. 1 に定める様式第 19 号により作成し、工程表の記入方法は下記のとおりとする。

- 1) 準備・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月毎に累計計画出来高率 (%) を記入する。
- 3) 全体工程及び合計出来高率については上記 2) による他、計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に記載する項目名及び項目に含まれる工種の内訳は監督員と打合せの上決定するものとする。

1-23-2 計画工程表の提出

契約書第 3 条第 1 項に基づく契約関係書類としての提出に加え、工事関係書類の計画工程表として、施設仕様書 1. 19. 5 に基づき作成し提出するものとする。

1-23-3 月間工程表の提出

受注者は施設仕様書 1. 18. 1 及び 1. 18. 2 に示す工程表の他に月間工程表を作成し、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。なお、工程表の様式は任意とする。

1-23-4 履行報告

施設仕様書 1.18.2 に定める履行報告は、施設仕様書の様式第 20 号の工程表と合わせて様式-1 を作成し提出するものとする。なお、様式第 20 号の工程表は、本特記仕様書 1-23-1 の工程表に下記の事項を記入するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高率 (%) を記入し、翌月以降の予定出来高率 (%) を () 書きで記入する。
- 2) 計画進捗状況累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の累計予定出来高曲線を計画出来高と区別できる方法で記入するものとする。

1-24 工事費構成内訳書に関する事項

契約書第 3 条第 1 項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-3 のとおりとする。

なお、提出は施設仕様書 1.18.1 で規定する工程表と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1-25 関係官公署及び関係会社への手続きに関する事項

本工事の施工に関する手続きは、施工管理要領別添資料 1-1 による他、必要なものを行うものとし、各手続きに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-26 週休 2 日推進工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日推進工事（発注者指定方式）」である。

1-26-1 定義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く着工日から工事が完成した日までの期間をいう。
 - ① 施設仕様書第 13 節「作業日」に規定する 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及び夏季休暇（3 日）の期間
 - ② 施設仕様書第 31 節「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間
 - ③ 工場製作のみを実施している期間
 - ④ 冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間
- (3) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

1-26-2 履行確認（週休 2 日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、休日及び監督員が事前に把握している場合を除き、事前に連絡をするものとする。
- (2) 受注者は、工事完了後に、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式-4）を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休 2 日の取得状況を確認するものとする。なお、週休 2 日確保の判断については、本特記仕様書 1-26-1(2)の期間で行うものとする。
- (4) 履行確認の結果、4 週 8 休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額を減額変更するものとする

1-26-3 工期

本工事は、共通仕様書第 12 節「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日から 120 日後

1-26-4 週休 2 日推進工事に要する費用

補正対象項目及び補正方法

発注者は、週休 2 日工事の積算に当たっては、施設工事積算基準の規定に基づき設計金額の算出を行うものとする。また、週休 2 日の確保を本特記仕様書 1-30-2「履行確認（施工実績の確認方法）(3)」による確認後、4 週 8 休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、週休 2 日推進に係る費用が含まれていないものについては、NEXCO の施設工事積算基準の規定に基づき補正額を算出するものとする。

また、週休 2 日の確保を本特記仕様書 1-30-2「履行確認(週休 2 日確保の確認方法) (2)」による確認後、4 週 8 休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち減額変更するものとする。

1-26-5 支払

週休 2 日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-27 快適トイレ

1-27-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

1-27-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1)洋式便器
	(2)水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3)臭い逆流防止機能
	(4)容易に開かない施錠機能
	(5)照明設備
	(6)衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8)入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	(9)サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10)鏡と手洗器
	(11)便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12)便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	(13)擬音装置（機能を含む）
	(14)着替え台
	(15)臭気対策機能の多重化
	(16)室内温度の調整が可能な設備
	(17)小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

1-27-3 設置に要する費用

快適トイレの設置に要する費用について、監督員の指示に従って行う快適トイレの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとし、支出実態のわかる資料により監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1-28 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

1-29 保険の付保

保険の付保については、施設仕様書 1.51.1によらず、下記のとおりとする。

- ・契約書第 57 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く。）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保しなければならない

1-30 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う実績価格調査票（様式-5）を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制の点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

1-31 補足事項

1-31-1 疑義

受注者は、本特記仕様書及び設計図面・現場のおさまりに疑義を生じた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。

1-31-2 取扱説明会の実施

工事完了までに、設備の円滑な運用・保守・管理が行えるよう、各装置の回路構成・取扱詳細・保守点検要領、その他注意事項等について講習会を開くものとする。日程及び講習会の内容は監督員と協議の上決定し、必要な費用は請負金額に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-31-3 消費税法等の一部改正に伴う取扱いについて

- (1) 請負代金額における消費税等の額については、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。
- (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき請求すること。なお、経過措置の適用を受ける場合については、請求書等に必要な事項を記載の上、発注者に請求するものとする。
- (3) 工期の延長が工事請負契約書第 19 条から第 21 条までの規定による場合等により、契約の目的物の引渡時期を変更して引渡が施行日以降となり消費税等の率が変わった場合、増加分の消費税等は発注者が負担するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によって引渡が遅れた場合、増加分の消費税等は受注者が負担するものとする。

1-31-4 特殊な調査及び試験への協力等

施設仕様書 1. 17. 2 に定める調査のほか、受注者は当該工事が厚生労働省で実施する労働災害動向調査の対象工事となった場合には、調査等に必要な協力をするものとする。
また工期経過後においても同様とする。

1-31-5 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、施設仕様書第 59 節 (5) における確認について、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1-31-6 資機材の管理徹底

受注者は、工事現場における使用資材及び現場保安資材について、現場保管等の管理強化に努めなくてはならない。

1-31-7 緊急時の協力業務

本工事期間中に、工事施工範囲に属する管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、各監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。

なお、これに要する費用については、別途、監督員と受注者間で協議するものとする。

1-31-8 機能停止を伴う作業に関する事項

施設仕様書 1. 19. 6 によるものとする。これらに伴う仮設工事等の費用は請負金額に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-31-9 発注図製本に関する事項

受注者は、本工事着工前に、特記仕様書、発注図面を製本（無線綴じ）し、5 部提出するものとする。なお、これに要する費用は請負金額に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-31-10 ソフトウェアの貸与

- (1) 受注者は、監督員が貸与したソフトウェアおよび付属書類については、最善なる注意を払い保管管理を行うものとし、第三者に貸与・閲覧させてはならないものとする。
- (2) 受注者は、本工事等を完了した場合、または監督員からの返却要求があった場合、監督員より貸与されたソフトウェアおよび付属書類を速やかに返却するものとする。

1-31-11 コンピュータウイルスの感染の防止

受注者は、本工事において保守用パソコン及び試験調整員等が持参する試験用パソコン等を使用する場合には、当該パソコンがコンピュータウイルスに感染しないよう処置を施したのち、接続するものとする。

また、施工計画書及び現地試験方案書に具体的な記述をし、監督員へ提出するものとする。

1-31-12 各種インターフェース仕様の開示に関する事項

各機器を結ぶインターフェース条件・規格は設計図書によるが、各機器間の伝送設計に必要なビット割付、ビット送信順序、データ割付、データ送信順、タイミングチャート等インターフェース詳細規格並びに関連規格について、受注者はすべて NEXCO 東日本に開示するものとする。

なお、上記インターフェース詳細規格等については、機器承諾事項であり監督員の承諾を得るものとする

1-31-13 技術提案に関する事項

入札前に提出した競争参加資格確認申請書及び技術資料に記載した事項について、完成図書に明記したうえ、工事完了後においても遵守するものとする。

1-31-14 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、施設仕様書「第2節 用語の定義」に定める「確認」及び「第27節 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

1-31-15 手すり先行工法等に関するガイドライン

共通仕様書 1.22.3「工事の安全」(5)にある手すり先行工法等に関するガイドラインは（基発 1226 第2号 令和5年12月26日）によるものとする。

1-31-16 働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて

2024年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、発注者として建設業の働き方改革を実現し、高速道路における工事現場の環境改善を促進するため、各種ガイドラインの制定等を行ったので業務の参考とされたい。

- ・工事円滑化ガイドライン
 - ・施設工事関係書類提出マニュアル
 - ・請負工事における適正な工期設定ガイドライン
- ※上記ガイドライン等の掲載先（NEXCO 東日本 HP）

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>

第2章 設備構成

2-1 工事対象箇所

工事対象箇所は下記の通りである。

表 2-1-1 施工対象箇所

道路名	工事対象箇所	備考
第三京浜道路	玉川 TB	
	京浜川崎 IC	
	港北 JCT	
	保土ヶ谷 TB	
横浜新道	新保土ヶ谷 TB	
	川上 IC	
横浜横須賀道路	日野 IC	
	朝比奈 IC	
	逗子 IC	
	衣笠 IC	
	池田 TN	
横浜横須賀道路 金沢支線	釜利谷 TB	

2-2 設備構成

設備構成は下記の通りである。

2-2-1 自家発電設備工事

(1) 燃料槽新設工事

対象箇所	機材名称	単位	数量	備考
玉川 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
京浜川崎 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
港北 JCT	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
保土ヶ谷 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
新保土ヶ谷 TB	燃料槽	式	1	架台含む 屋外油庫含む
	ウイングポンプ	台	1	
川上 IC	燃料槽	式	1	架台含む 屋外油庫含む
	ウイングポンプ	台	1	

日野 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
朝比奈 IC	燃料槽	式	1	架台含む 屋外油庫含む
	ウイングポンプ	台	1	
	送油ポンプ	台	1	
	ポンプ制御盤	面	1	
逗子 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
衣笠 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
池田 TN	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
釜利谷 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	燃料槽	式	1	架台含む 屋外油庫含む
	ウイングポンプ	台	1	
	送油ポンプ	台	1	
	ポンプ制御盤	面	1	

(2) 燃料槽撤去工事

対象箇所	機材名称	単位	数量	備考
玉川 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ	台		
	残油量計	台	1	
京浜川崎 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ 制御盤	面	1	
	残油量計	台	1	
港北 JCT	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
保土ヶ谷 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ	台	1	
	残油量計	台	1	
新保土ヶ谷 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ	台	1	

川上 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料指示計盤	面	1	
日野 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
朝比奈 IC	ウイングポンプ	台	1	
逗子 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
衣笠 IC	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
池田 TN	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
釜利谷 TB	燃料槽（屋内）	式	1	架台含む
	ウイングポンプ	台	1	
	燃料移送ポンプ	台	1	
	残油量計	台	1	

(3) 仮設工事

対象箇所	機材名称	単位	数量	備考
玉川 TB	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
京浜川崎 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
港北 JCT	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
保土ヶ谷 TB	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
新保土ヶ谷 TB	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
川上 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
日野 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
朝比奈 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
逗子 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
衣笠 IC	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
池田 TN	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む
釜利谷 TB	仮設発電設備	式	1	仮設燃料槽含む

第3章 機材仕様

3-1 一般事項

本工事で新設する自家発電設備は、機材仕様書集「自家発電設備標準仕様書（低圧用）」（施仕第 19103 号）、標準設計図集及び設計図による他、下記の通りとする。

3-2 自家発電設備

3-2-1 機材仕様

(1) 玉川 TB

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：800L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 210V 100kVA 以上	仮設燃料槽含む

(2) 京浜川崎 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：700L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 210V 75kVA 以上	仮設燃料槽含む

(3) 港北 JCT

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：750L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 100kVA 以上	仮設燃料槽含む

(4) 保土ヶ谷 TB

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：900L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 100kVA 以上	仮設燃料槽含む

(5) 新保土ヶ谷 TB

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：900L 種別：屋外型(屋外油庫)	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付 ・屋外油庫含む
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 100kVA 以上	仮設燃料槽含む

(6) 川上 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：390L 種別：屋外型(屋外油庫)	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付 ・屋外油庫含む
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 210V 50kVA 以上	仮設燃料槽含む

(7) 日野 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：700L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 100kVA 以上	仮設燃料槽含む

(8) 朝比奈 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：600L 種別：屋外型(屋外油庫)	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付 ・屋外油庫含む
ウイングポンプ	20A	
送油ポンプ	0.4kW	
ポンプ制御盤	3φ3W 200V	屋内壁掛型
仮設発電設備	3φ3W 415V 180kVA 以上	仮設燃料槽含む

(9) 逗子 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：600L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 70kVA 以上	仮設燃料槽含む

(10) 衣笠 IC

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：600L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
ウイングポンプ	20A	
仮設発電設備	3φ3W 415V 60kVA 以上	仮設燃料槽含む

(11) 池田 TN

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：390L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
仮設発電設備	3φ4W 415V-240V 39kVA 以上	仮設燃料槽含む

(12) 釜利谷 TB

機材名称	機材仕様	備考
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：500L 種別：屋内型	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付
燃料槽	燃料種別：軽油 容量：900L 種別：屋外型（屋外油庫）	・軽油満充填含む ・架台含む ・フロートスイッチ付 ・屋外油庫含む
ウイングポンプ	20A	
送油ポンプ	0.4kW	
ポンプ制御盤	3φ3W 200V	屋内壁掛型
仮設発電設備	3φ3W 415V 200kVA 以上	仮設燃料槽含む

3-2-2 燃料槽及び屋外油庫

消防法並びに危険物取扱規定により設計・施工し、充分の強度と腐食代を見込むものとし、燃料槽総量は、自家発電設備の24時間連続運転が可能な燃料貯蔵量を満足するものとする。なお、自家発電設備の燃料消費量は下記の通りである。

場所	燃料消費量
玉川 TB	29.94 L/h
京浜川崎 IC	28.80 L/h
港北 JCT	26.30 L/h
保土ヶ谷 TB	33.50 L/h
新保土ヶ谷 IC	33.50 L/h
川上 IC	12.90 L/h
日野 IC	27.90 L/h
朝比奈 IC	44.40 L/h
逗子 IC	21.50 L/h
衣笠 IC	22.30 L/h
池田 TN	10.95 L/h
釜利谷 TB	55.95 L/h

また、仕様は下記の通りとする。

- ・材質 : 鋼製タンク SS400
- ・種類 : 鋼板製溶接構造型架台式
- ・塗装 : 下塗り エポキシ系塗料焼付2回
上塗り ウレタン系塗料2回
- ・燃料種別 : 軽油
- ・燃料供給 : 手動給油ができるものとし、燃料槽上部には注油口を設けるものとする。なお、送油ポンプを継続運転しながらでも30分以内に給油完了するものとする。
- ・その他 : 消防法並びに危険物取扱規定に基づいた構造基準に適合したもので、架台付とする。

3-2-3 ウイングポンプ

燃料槽架台へ取付するものとする。

3-2-4 ポンプ制御盤

燃料槽のフロートスイッチによる監視・警報及びポンプの制御を行うものとし、「自動/切/手動」スイッチにて送油ポンプの動作切替が可能なものとする。なお、ポンプの空転防止のため、屋外の燃料槽油面を検知するものとする。

3-2-5 燃料用配管

配管用炭素鋼鋼管(JIS G 3452)を用いるものとする。

3-2-6 通気用配管

配管用炭素鋼鋼管(JIS G 3452)を用いるものとする。

第4章 工事細部に関する事項

4-1 一般事項

- (1) 施工に先立ち、施工計画書、耐震計算書、施工図等を作成の上、監督員と十分な打合せ、確認を得た後に施工しなければならない。
- (2) 作業の安全を確保するため保安施設の強化、装具の充実を施すと共に、作業員に対し十分な安全教育を行うものとする。
- (3) 工事を行う際、関連工事との施工区分、施工時期等を十分調整するものとする。

4-2 運搬・取扱い

運搬にあたっては、事前に搬入経路及び建屋形状などを調査した上で搬入するものとする。なお、搬入の際は、事前に搬入計画書を提出し、監督員と十分な打合せを行った上で行うものとする。また、搬入や撤去、仮設を行う際には建屋及び他設備には損傷を与えないよう養生を行うものとする。

4-3 据付

据付については据付位置を設計図に示すが、施工に際しては事前に現地調査を行った上で配置施工図等を監督員へ提出し、承諾を得るものとする。

4-4 燃料槽新設工事

- (a) 燃料槽の据付にあたっては、地震に対する耐震対策を十分に考慮するものとし、堅牢に取り付けるものとする。
- (b) 試験等により停電作業を行う場合は、監督員と事前に打ち合わせを行った上で実施するものとする。
- (c) 給油装置等の配管にあたっては、自家発電設備等の振動により漏油、漏水等が生じないよう堅固に配管するものとし、固定部と振動部の間にはフレキシブル継手等を用いて接続を行い、その両側を固定するものとする。
- (d) 基礎工事は施設施工管理要領「2-5 基礎工事」によるものとする。

4-5 燃料槽撤去工事

- (a) 燃料槽の撤去にあたっては、事前に搬出計画書を作成し、監督員と十分な打合せを行った上で行うものとする。
- (b) 燃料配管等の撤去にあたっては、漏油、漏水が生じないように留意して行うものとする。

4-6 停電対策工

燃料槽の更新にあたり、自家発電設備の機能停止に伴い仮設発電設備及び仮設燃料槽等の設置を行うものである。仮設発電設備は停電発生時に受配電設備からの起動指令にて自動起動を行い、受配電設備と連動して既設機材へ電源を供給するものである。※1

機材名称	項目	制御項目		表示項目	監視	制御	備考
		入	切				
仮設発電設備	発電機 運転-停止	運転	停止	運転にて ON	1	1	
	発電機 故障	-	-	発生にて ON	1	-	

※1玉川TBについては、自動起動信号の受け取りは不要とする。

- (a) 仮設発電機の設置に先立ち、事前に仮設計画書を作成し、監督員と十分な打合せを行うものとする。
- (b) 仮設期間中は関係者以外が立ち入れないようにバリケード等で必要な処置を行うものとする。
- (c) 仮設発電機、仮設燃料槽、仮設ケーブル等の設置後、起動試験を行い、その結果は速やかに監督員に提出するものとする。
- (d) 仮設期間中は、機材等の不具合が生じた際に速やかに復旧できる体制の構築を行うものとする。
- (e) 仮設燃料槽に関しては、停電発生時の燃料手配等に係る対応時間を考慮した上で燃料槽容量を選定するものとする。ただし、仮設燃料槽に関する費用については当初契約には含まず、別途監督員と協議し決定するものとし、契約変更の対象とする。

4-7 配管工事

配管工事にあたっては、設計図及び各種仕様書、施設施工管理要領を適用するものとし、他設備に支障を来す事のないよう整然と施工するものとする。なお、本工事施工範囲内の草刈りは共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。また、屋内の配管工事に関する費用については「取付工」へ含むものとし、屋外配管の埋設にあたり必要な掘削、埋設標柱の設置等に関する費用については「配管工」へ含むものとする。

4-8 配線工事

盤間結線は、専門技能者により施工するものとし、端子等に損傷を与えないよう注意して施工するものとする。なお、屋内の配線工事に関する費用については「取付工」へ含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

4-9 U字溝設置工事

U字溝設置に伴い、必要な掘削等に関する費用については「U字溝設置工」へ含むものとする。

4-10 雨水浸透柵等設置工事

雨水浸透柵及び、集水柵の設置に伴い必要な掘削等に関する費用については、それぞれ「雨水浸透柵設置工」、「集水柵設置工」へ含むものとする。

4-11 防油堤改修工事

防油堤の改修に伴い必要となるピットの埋戻し、ピット蓋の撤去、流し撤去等に伴う費用については、「防油堤改修工」へ含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

4-12 配管配線撤去工事

配管配線の撤去に関する費用については、「撤去工」へ含むものとする。

4-13 その他事項

4-13-1 その他工事

ブランクプレートの設置等に関する費用については、「撤去工」へ含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

4-13-2 燃料槽撤去時の燃料について

撤去対象の燃料槽に入っている燃料については、本工事内で処分を行うものとし、その費用については、本特記仕様書 1-21 の通りとする。

4-13-3 盗難対策

機材等の搬入後及び搬出後の保管については、受注者が責任を持って行うものとし、盗難、損傷の無いよう必要な措置を講じて管理するものとする。

第5章 試験調整

5-1 一般事項

試験調整及び検査は次のとおりとするが、その時期及び場所、内容については試験方案書を作成し、監督員の承諾を得た上で実施するものとする。また、検査及び試験調整に要する測定機材類は受注者が用意するものとする。なお、これらに関する費用は請負金額に含むものとし、別途支払いをおこなわないものとする。

5-2 現地試験調整

設備の据付及び配管配線終了後、下記試験調整を行い、その報告書を監督員に提出するものとする。

5-2-1 単独試験調整

① 自家発電設備

施設施工管理要領「4-5 品質管理基準および規格値」のうち下記を実施とする。

- ・絶縁抵抗測定
- ・始動試験
- ・シーケンス試験
- ・タンク水圧試験
- ・圧力試験

② その他

監督員が指示する項目

5-2-2 総合動作試験

施設施工管理要領「4-5 品質管理基準および規定値」による。

5-2-3 その他

試験調整終了後、燃料槽に軽油の充填を行うものとし、費用については「取付工」へ含むものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
京浜管理事務所 所長

殿

住所

会社名

代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

(工事名)

標記工事について、工事費構成内訳書(様式-3)及び工程表を作成しましたので、提出します。

工事費構成内訳書

(工事名)

工事・種別・細別	単位	数量	金額	適用
直接工事費合計金額	式	1	0	
共通仮設費(積上計上分)	式	1	0	
共通仮設費(率計上分)	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事価格対象額			0	
消費税相当額	式	1	0	
請負対象額			0	
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び 雇用保険の法定の事業主負担額			0	

※ 必要に応じて法定福利費の算出根拠を添付すること。

※ 諸経費は該当する項目のみ記入すること。

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項目	内容	日数	備考
対象期間	①令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 着工日 工事完成日	日間	
	②年末年始（12/29～1/3）及び夏期休暇（3日）の期間	日間	
	③工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間	
	④工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を 施工対象外としている期間	日間	
	対象期間（A）＝①－②－③－④－⑤	日間	
現場閉所日	⑥土曜・日曜・祝日に現場閉所を実施した日数	日間	
	⑦平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数	日間	
	現場閉所日数（B）＝⑥＋⑦	日間	
現場閉所率	現場閉所率＝B/A	%	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受注者名

現場代理人

実績価格調査票の提出について

工事名) _____

標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								